

障害福祉サービス集団指導 【入所・短期入所編】

令和3年度

熊本市障がい保健福祉課

実地指導における主な指導事項 (施設入所支援)

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

- 個別支援計画が作成されていない（提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。）。
- 個別支援計画を利用者に交付していない又は、利用者の同意及び交付を得た旨の署名等を得ていない。

個別支援計画未作成減算の対象となる場合があります。（後述）

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

- サービス管理責任者が、計画の作成や見直しに係る一連の手続きに関与していない。
- サービス管理責任者がアセスメントを行わず、利用者家族が記入した基本情報だけを基に個別支援計画を作成している。
- モニタリングの結果を記録していない。

個別支援計画未作成減算の対象となる場合があります。（後述）

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

事業種別	見直し時期
共同生活援助、療養介護、生活介護、 就労継続支援A型、就労継続支援B型、 就労定着支援（R3.4～）、施設入所支援	少なくとも <u>6月に1回以上</u>
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、 就労移行支援、就労定着支援（～R3.3）、 自立生活援助	少なくとも <u>3月に1回以上</u>

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

施設障害福祉サービス計画の作成等

- 施設入所支援における夜間の支援内容と日中活動における支援内容が明確に区別されていない。

サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載してください。

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

サービス管理責任者の責務

- サービス管理責任者が、個別支援計画を作成していない、利用者の状況を適切に把握していない、他の従業者に計画の内容を説明していないなど。（直接支援する従業者が個別支援計画の内容に沿った支援ができていない。）

【サービス管理責任者の配置に係る経過措置期間の終了と、サービス管理責任者研修の見直し】

サービス管理責任者が実務経験を満たしていることにより、研修修了者としてみなす経過措置（「みなしサビ管」）については平成31年3月31日をもって終了となりました。これに伴い、研修未受講者は平成31年4月1日以降については、サービス管理責任者ではないため、人員欠如減算の対象となります。

また、平成31年度よりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修制度が変わりました。当研修が「基礎研修」「実践研修」「更新研修」と分けられ、旧制度の研修修了者は令和6年3月31日までに更新研修の受講が必要です。

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（報酬の算定に関する事項）

個別支援計画未作成減算

- サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
- 基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

個別支援計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、減算が適用される月から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70、3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間は100分の50で算定してください。

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

非常災害対策

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備されていない。
- 非常災害に関する具体的な計画（非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む）が策定されていない。または、策定されているが、従業者に周知されていない。
- 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。

避難訓練を実施した場合は、日時、内容等を記録に残してください。

なお、訓練実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

【令和3年度制度改正】

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

開所日数の取扱いについて

障害者支援施設等の開所日数の取扱いについて（平成28年3月31日付け事務連絡）
（開所日数の取扱い）

問 生活支援員等の必要数の算出に用いる「前年度の平均値」の算出に当たっては、当該年度の前年度の利用延べ数を開所日数で除して得た数とするとされているが、開所日数とは何を指すのか。

答 開所日数とは、基本的には運営規程で定める営業日をいうものであるが、例えば、障害者支援施設等が行う昼間実施サービスにおいて、運営規程上の営業日が土日を含めた日数になっていたとしても、土日に昼間実施サービスの利用者がなく、実質的に昼間実施サービスを提供していない場合は開所日数には含まれない。なお、生活介護の人員配置体制加算等の算定に当たり、前年度の利用者の数の平均値を算出する場合も同様である。

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（報酬の算定に関する事項）

定員規模別単価の取扱いについて

- 日中活動系サービスを複数実施する事業所において、サービス費の算定が誤っている。

報酬を請求する場合の利用定員の算出に当たって、日中活動系サービスを複数実施する事業所にあっては、サービス事業ごとの利用定員を合計した利用定員の規模で請求する必要があります。

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（報酬の算定に関する事項）

夜勤職員配置体制加算について

- 施設入所支援において、夜勤職員の加配を行い「夜勤職員配置体制加算」を算定しているが、必要な時間数が確保されていない。

○夜勤職員の必要数

前年度の利用者数が40人の場合・・・指定基準上の1人+1人加配=合計2人必要
前年度の利用者数が60人の場合・・・指定基準上の1人+2人加配=合計3人必要

○夜勤職員の配置時間

夜間の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間（人を交代しての、シフト勤務可能）をいう。）に配置する必要があります。この時間帯に配置がない場合（休暇も含む）は、加算算定はできません。

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（報酬の算定に関する事項）

重度障害者支援加算（II）について

- (1) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者または行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という）により、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨の届出を行い、かつ、支援計画シートを作成している場合に体制の評価として加算を算定する（強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない）。
- (2) 一日を通じて利用者に対する支援が確保されるよう、障害者支援施設基準と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加え、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間の個別の支援を行った場合に、当該利用者に対して個別の評価として加算を行う。

実地指導における主な指導事項（施設入所支援）

（報酬の算定に関する事項）

重度障害者支援加算（II）について

- (3)体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シートの作成を行う場合も対象とする。
なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うため、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。
- (4)個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要がある。

施設入所支援編は以上となります。

実地指導における主な指導事項 (短期入所)

実地指導における主な指導事項（短期入所）

（運営に関する基準）

サービスの提供の記録

- 入所又は退所の日時が記録に記載されていない。

サービスを提供した際の記録については具体的なサービス内容と心身の状況を記載しますが、「入所、退所の日時」のほか「送迎の方法（家族の送迎か、事業所の送迎か等）」の記載を忘れがちです。特に、短期入所事業所から学校や日中活動の場等に出かけて、その後再び指定短期入所を提供する場合、退所、入所として取り扱わなくてはなりません。

同一法人内の複数の事業所において、同一利用者へサービスを提供する場合、その利用者の状態や意向を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所を繰り返すことは望ましくありません。

実地指導における主な指導事項（短期入所）

（報酬の算定に関する事項）

短期入所サービス費

- 夕方に入所した日や午前中に退所した日に福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している。

日中活動サービス等の利用の有無にかかわらず、短期入所事業所において日中におけるサービスを提供していない場合は、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定すること。

実地指導における主な指導事項（短期入所）

（報酬の算定に関する事項）

定員超過利用減算

- 利用定員に対し、定員を上回る利用者を受け入れている。

※定員を上回る利用者の受け入れについては原則、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合のみ可能。

短期入所編は以上となります。